

提 供 日 2026/10/13
タイトル 住民監査請求の陳述に係る前監査委員の
報酬等の支出に関する住民監査請求
(その3)の監査結果
担 当 監査委員事務局監査課監査班
連 絡 先 TEL 054-221-2927



(要旨)

令和8年8月13日に受け付けた「住民監査請求の陳述に係る前監査委員の報酬等の支出(その3)」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、一部を却下、一部を棄却することを決定し、10月9日に請求人に通知した。

(概要)

1 件名

住民監査請求の陳述に係る前監査委員の報酬等の支出に関する住民監査請求(その3)

2 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

3 監査対象機関

静岡県出納局集中化推進課

4 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員) :

監査委員事務局総務課

前監査委員 A*及びB 2名

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

令和7年8月8日に下記監査委員に支出した。

- ・前監査委員A 監査委員の日当報酬 36,800 円、旅費等 4,962 円
- ・前監査委員B 監査委員の日当報酬 36,800 円、旅費等 1,948 円

(本請求の経緯)

1度却下された。違法に却下された場合は、再度住民監査請求は認められる。ところが、2度目も却下された。そしてこの度、1度目の住民訴訟の判決が出た。要は、「却下は法に違ふ」、と裁判官が判断した。

通常、住民監査請求は、支出行為から1年以内だが、住民訴訟中は、日数の進行が止まらなければつじつまが合わなくなる。なぜなら、判決文が出たのは、8月6日。そして、原告である私のもとに届いたのは8月7日(金)。この時点で、間に合わない。私は浜松市に住んでおり、静岡県庁は静岡市にある。

* 個人情報等に係る原文の記載について、A及びBで置き換えてあります。

郵便で出しても、最速で8月8日（土）である。この日は休日で、職員は不在のため、配達されても、受付されない。受付は8月10日（月）である。これでは、住民監査請求が正式に受理されない。

では、受け取った8月7日（金）に、住民監査請求書を作り、直接届けばいいのか。出向いたとしても、担当の職員がいなければ、受付されない。直接届けなければならない、という制度は非現実的である。

それに、今回はたまたま家に人がいたから、受け取れたが、不在であれば、郵便局員に持ち帰られた。受け取るのは7日（金）の夜、又は8日（土）の午前だった可能性もある。そうなれば、7日（金）に直接県庁に届けることは不可能である。

それでも、判決を見越して、事前に住民監査請求を出せ、というのか。判決文に、前回の却下が違法と書かれていたら受理、書かれていなければ却下、とするのだろうか。この事件は裁判官の都合で8月6日（金）に判決が出されたが、8月20日（木）の可能性もあった。裁判官の都合次第で、もうどうにもならない。

そうであるならば、日数のカウントを止める、と考えるのが常識的である。期日がわかっている被告答弁書が作成された6月10日（もっと前でもいいが期日を示す文書が手元にない）を基準として、判決文が出された8月6日（受け取った8月7日でもいい）の間は、日数のカウントを止める。約2ヶ月分。そうすれば、この請求が、支出行為から1年を超えていることに正当な理由があることになる。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

令和7年7月25日に行われた住民監査請求の陳述機会に参加した対価として報酬等が支出されたが、報酬等は適法に職務を遂行した場合にのみ支給されるべきである。ところが、前監査委員2名は、態度が悪かった。請求人が提出した書類を読まずに、陳述の機会に現れ、その結果、質問すらできなかった。監査基準の中に「監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に」等とあるが、前監査委員2名は高潔な人格ではないので監査基準に従っていない。地方自治法には、監査基準に従わなければならないとされており、地方自治法違反である。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した報酬等全額が損害。

どのような措置を請求するのか。：

- (1) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを徹底すること。
- (2) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを伝えても、監査基準を順守できないとしたら、その監査委員の過失、重過失、又は故意であることを明らかにすること。
- (3) 人格が高潔ではない者を、違法に、監査委員に選任しないこと。
- (4) 監査委員に「監査基準」の絶対遵守を徹底させること。

5 監査結果

本件措置請求のうち令和7年8月8日に支出した日当報酬の支出に関する請求については、

請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため地方自治法第242条の所定の要件を欠いていることから却下する。

令和7年8月29日に支出した旅費の支出に関する請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

(1) 令和7年8月8日に支出した日当報酬の支出に関する請求は所定の要件を欠いている。

令和7年8月8日に支出した日当報酬の支出に関する請求については、支出日から本件措置請求を受け付けた日までに1年を経過しており、請求人は、「住民訴訟中は、日数の進行が止まらなければつじつまが合わなくなる。」と主張するが、住民訴訟中は住民監査請求の日数が止まるという法令上の規定はなく、正当な理由があるとは認められない。

(2) 前監査委員A及びBに支出した旅費が違法又は不当であるということとはできない。

請求人は、住民監査請求の陳述に参加した前監査委員A及びB（以下「両前監査委員」という。）の人格が高潔でなく、人格が高潔ではない者が監査基準を遵守することはできないことから、監査基準に従うことと規定された地方自治法に違反しているため、両前監査委員に対して支出した旅費が違法であると主張している。

しかしながら、請求人は、令和8年1月19日に同内容の住民監査請求を行い、同年3月18日付けで発出された却下通知を不服として、同年4月17日に住民訴訟を提起したが、同年8月6日に静岡地裁判決(棄却)が確定している。

当該判決において、「監査委員の人格が高潔であるかなど監査委員が任命の実体要件を満たしているか否かや、ひいては本件監査基準を順守できる人物であるか否かといった点は、報酬及び旅費の支払をする財務会計職員においてその支出に当たって逐一確認すべき義務を負うような類の事柄とはいえ、県の財務会計職員としては、支出先である監査委員が適式の任命手続を経て任命された県の非常勤の職員に当たるかどうか並びに報酬及び旅費の支払の実質を要する出勤の事実があったかどうかを審査すれば、財務会計職員としての義務を果たしているものといえるというべきである。上記の原告の主張は、被告の財務会計職員としての財務会計上の義務違背の違法を摘示するものとはいえ、その他原告は、本件各支出について被告の財務会計上の違法を主張するものではない。」と判示されているため、請求人の主張は、旅費を支出する財務会計職員としての財務会計法規上の違法性・不当性を摘示するものとはいえ、両前監査委員に支出した旅費が違法又は不当であるということとはできない。

(3) 「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

両前監査委員に対する旅費の支出については、違法又は不当ということとはできず、支払手続についても静岡県財務規則等に反しているとは認められない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

2 結論

以上のことから、請求人の主張に理由があると認めることはできない。